

通常現金払（日本郵政公社が払出証書を発行した通常現金払のお取扱い）

サービス名	通常現金払																			
受取方法	払出証書と引換えにゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口で現金をお受け取りいただけます。 正当権利者であることを確認できる証明資料のご提示をお願いする場合があります。																			
特殊扱い	払渡済否の調査：払出金をお受取人にお支払したかどうかを確認することができます。 払渡未済通知：払出金をお受取人にお支払していない場合に、お支払していない旨の通知を受けることができます。 なお、この取扱いは通常現金払のお申込時にご請求いただくものですから、新たにご請求いただくことはできません。																			
料 金	特殊扱いの料金																			
	<table border="1" data-bbox="312 524 1493 875"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="312 524 836 568">特殊取扱い</th> <th colspan="2" data-bbox="836 524 1493 568">料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="312 568 549 719" rowspan="2">払渡済否の調査</td> <td data-bbox="549 568 836 645"></td> <td data-bbox="836 568 1182 645">普通郵便により貯金事務センターへ照会する場合</td> <td data-bbox="1182 568 1493 645">160円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 645 836 719"></td> <td data-bbox="836 645 1182 719">電信により貯金事務センターへ照会する場合</td> <td data-bbox="1182 645 1493 719">330円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="312 719 549 875" rowspan="2">払渡未済通知</td> <td data-bbox="549 719 836 795">個々の払出金に係る通知の場合</td> <td data-bbox="836 719 1182 795">通知する場合</td> <td data-bbox="1182 719 1493 795">90円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 795 836 875">口座ごとの払出金に係る通知の場合</td> <td data-bbox="836 795 1182 875">通知する場合</td> <td data-bbox="1182 795 1493 875">500円</td> </tr> </tbody> </table>	特殊取扱い		料金		払渡済否の調査		普通郵便により貯金事務センターへ照会する場合	160円		電信により貯金事務センターへ照会する場合	330円	払渡未済通知	個々の払出金に係る通知の場合	通知する場合	90円	口座ごとの払出金に係る通知の場合	通知する場合	500円	払渡済否の調査については、貯金事務センターへの通知が必要な場合に限り料金がかかります。 その他の料金 払渡しの停止・解除：330円 払出しの請求の取消し：330円 払渡しの停止・解除及び払出しの請求の取消しについては、貯金事務センターへの通知が必要な場合に限り料金がかかります。 料金には消費税（地方消費税を含みます。）が含まれています。
特殊取扱い		料金																		
払渡済否の調査		普通郵便により貯金事務センターへ照会する場合	160円																	
		電信により貯金事務センターへ照会する場合	330円																	
払渡未済通知	個々の払出金に係る通知の場合	通知する場合	90円																	
	口座ごとの払出金に係る通知の場合	通知する場合	500円																	
そ の 他	払出証書の有効期間は、発行日から6か月です。 払出証書を紛失、汚染又はき損したとき、払出証書の有効期間が経過したときは、払出証書は再発行せず、ご請求により払出金額に相当する現金を払い渡します。 有効期間経過後、3年間払出しの請求の取消しのご請求がないときは、その払出証書に表示された金額に関する加入者及び受取人の権利は消滅します。 払出証書は、他の銀行その他当行所定の金融機関以外の者に譲り渡すことができません。 ご利用の際には、ご本人であることを確認できる公的書類のご提示をお願いする場合があります。 詳しくは、ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口におたずねください。																			

平成19年10月1日現在